

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		港区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		昨 年 度				今 年 度			
0-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会							
	法人所在地	大阪市港区波除5-7-6 ハイソニッセイ201							
	事業所名称	大阪市港区障がい者相談支援センター							
	事業所所在地	大阪市港区波除5-7-6 ハイソニッセイ101							
	電話番号	06-6585-2211							
	実施曜日	月～金							
	実施時間	9:00～17:30							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業							
	実施法人で実施しているその他の事業	◇受託事業:精神障がい者社会参加活動振興事業(大阪府)・茨木市精神障害者移動支援事業者養成研修会 ◇協力事業:就労支援IT講習会・大阪ピアヘルパー連絡会 ◇共同組合事業:エルチャレンジ ◇施設運営事業:ふれあいの里・地域活動支援センター(生活支援型)・就労継続支援B型・共同生活介護 助・指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業							
	事業所の特長	平成27年4月より大阪市区障がい者相談支援センター事業を受託し、大阪市港区波除地区において拠点を構えて事業開始した。当法人は昭和46年より長年、精神保健福祉分野にて精神障害者の社会復帰促進と権利擁護のために尽力してきた。長年のノウハウを生かしながら障がい者の生活史を尊重し、自主性及び主体性に重点を置き「自分らしい生活」の自己実現に向けて支援を行っている。							
0-2 事務室等について		昨 年 度				今 年 度			
	事務室	18.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	相談室	10.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
	その他	7.0㎡	<input checked="" type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況		昨 年 度				今 年 度			
		常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員	
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
		2人		1人		1人	2人	1人	
0-4 職員の勤務体制		昨 年 度				今 年 度			
		特定相談支援事業と一般相談支援事業所を業務で3名体制で行っている。 平日 午前9時～午後5時30分				特定相談支援事業と一般相談支援事業所を業務で4名体制で行っている。 【港区障がい者相談支援センター】 (月～金) 午前9時00分～午後5時30分 【指定相談支援事業】 (月～金) 午前9時00分～午後5時00分			
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		昨 年 度				今 年 度			
		障がい名	実施曜日	実施時間		障がい名	実施曜日	実施時間	
	精神		不定期(要望に応じて業務時間内に対応)	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)					
	身体		不定期(要望に応じて業務時間内に対応)	不定期(要望に応じて業務時間内に対応)				身体については、実施しておらず (職員退職につき)	

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1 事業運営全般		昨年度		今年度	
1-0 理念・基本方針					
		<p>1.自己決定の尊重と意思決定の支援 ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人々がお互いに尊重しあい、支え合いながら生活できる社会の実現を目指し、障がいのある人等が、誰とどのように生活したいかについての選択の機会や、社会参加の機会等が確保され、その意思決定が尊重されるよう配慮すること。また、必要な障害福祉サービスだけに留まらず、その他の支援の提供体制の整備に努める。</p> <p>2.障がいの種類に関わらず、人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現 障がいの種類や障がいの程度に関わらず、住み慣れた地域で安心してサービスが利用できるよう、地域の関係機関と連携して支援体制の充実を図る。</p> <p>3.安心できる地域生活 障がいのある人、またその家族などが生涯を通じて地域で安心して生活できるよう社会基盤の整備・充実を図る。</p>		<p>昨年度の理念・基本方針に追加し、当法人の原点である「精神障がい者の社会参加と社会復帰支援を支援する」という基本理念を踏まえ、「人権問題」の視点たち、精神科医療保健福祉に関する行政の施策及び全ての障がい者施策、各種法令における施策を推し進めるという使命を深化させ、実行していきたいと考える。精神障がいのある方々は、明治以来の棄民政策の対象として人権を侵害され続けており、現在もなお社会的入院が存続し、精神科病床が減少していないことから、人権侵害の渦中にある。この現実を真摯に受け止め、人権と社会正義を擁護し支持することを追求する。</p>	
1-1 運営体制		昨年度		今年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示すものとして、委託期間全体を通じた計画が定められている。	3	<p>法人内において、中・長期的な話し合いや検討を行い、事業の理念・基本方針はほぼ共有しているが、具体的な取り組みにかかる計画策定にまでは至っていない。</p> <p>地域課題や情勢の推移を見据え、中・長期的な経営計画を策定することを検討する。</p>	4	<p>基本的に昨年度の事業理念・基本方針を踏襲し、法人内において、中・長期的な話し合いや検討を行い、具体的な取り組みにかかる計画を策定した。</p> <p>制度の変更はもとより、地域課題や情勢の推移を見据え、また法人として求められることを踏まえて取り組むべき課題を盛り込んだ計画の策定を進める。</p>
b	委託期間全体を通じた計画を踏まえて年度ごとの事業計画を策定している。	3	<p>委託期間全体を通じた中・長期的な計画は策定に至っていないが、年度ごとの事業計画については策定している。</p> <p>中・長期的な経営計画を策定することに加え、それを踏まえた年度ごとの事業計画を策定できるよう検討を重ねる。</p>	4	<p>残りの委託期間を踏まえ、取り組むべき課題の選択を行った。初年度は相談支援事業所連絡会を立ち上げたが、28年度においては、自立支援協議会の活性化を目指し、協議会のあり方検討会を重ね、次年度の協議会の方向性を打ち出した。</p>
c	委託期間全体を通じた計画及び年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	3	<p>受託は今年度が初めてのため、事業計画に基づく評価は次年度となる。毎月事業所内で実施されるケースレビュー等の会議内において、支援内容の振り返り・評価を行っている。</p> <p>地域の情勢の推移を踏まえ、委託期間全体を通じた計画および年度ごとの事業計画の作成に努めていく。しかしながら、地域の実情や課題に対応する場合、事業計画以外の支援等が必要になることがあるため、その支援等を制度化するための協議が必須となる。</p>	3	
d	事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	3	<p>前受託法人から引き継いだ際の課題を整理し、事業へ反映させている。（計画相談支援の達成率の底上げ・前受託法人から引き継ぎの困難ケースへの取り組みなど）</p> <p>区センターとしての役割を意識した事業実施に努め、その結果および地域の中で見えてきた課題を次年度（平成28年度）計画策定の際に盛り込む。</p>	4	<p>平成27年度に前受託法人から引き継いだ際の課題に加え、通常業務や相談支援連絡会、自立支援協議会で議論された課題を常に整理し、事業へ反映させている。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名	港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施	昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
a 必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	障がい特性に応じた対応を心がけて実施している。利用者が求める相談や情報を提供しているが、ただ社会資源や制度を紹介するだけでなく、必要な情報を整理して提供し、利用者からの希望があれば社会資源への同行なども実施。自己決定に時間を要する利用者に対しては、焦らすことなくご本人の気持ちが固まるまで待つことを重要視しており、保護者や支援者への説明についても徹底して取り組んでいる。また、受託初年度ということもあるが、相談員としてのスキル不足を痛感させられる場面も多く、日々の支援を通じて制度やサービスに精通するだけでなく、「障がいとはなにか? 支援とは何か?」を振り返るため、ケースレビュー等を通じて自己研さんに努めている。 次年度も今年度と同様の取り組みを継続して実施し、研修や勉強会への積極的な参加を行う。	4	
1-2-② エンパワメントの重視	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
a 相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	3	エンパワメントの観点において、個人と環境のマネジメントは不可欠である。障がいのある人たち個人が望んでいるか否かに関わらず、支援者主導でマネジメントを試みようとする例は少ない。エンパワメントが図られるためには、障がいのある本人が望まないマネジメントであったり、本人抜きのマネジメントは許されることではない。エンパワメントとは、あくまでも本人の意思により望まれた結果として進んでいくものであるため、当センターではアドボケートの立場として、まず本人の思いに寄り添い、個人だけではなく環境(行政、家族、支援者等を含む)へのアプローチを実践している。 次年度も今年度と同様の取り組みを実施する。	3	次年度も今年度と同様の取り組みを実施し、周りの支援機関や環境への周知・啓発を積極的に行っていく。
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細、下段:今後の取り組み)	評価点	評価の詳細(上段:自己評価の詳細の変更点、下段:今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み)
a 意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	3	●現状では、手話ができる職員の配置はないが、聴覚障害の利用者へは筆談・FAX・メール等の対応を行っている(現在まで点字を希望される利用者はなし)筆談だけでは伝わりづらく込み入った内容の場合は、必ず手話通訳士を介して本人の意向を確認している。 ●また、精神障がい・身体障がいのピアカウンセラーの利用が可能(港区での配置はないが、必要に応じて同一法人内の施設より派遣可能) ●コミュニケーションが苦手な利用者に対しては「表情ポスター」等を利用し、感情の判断の手がかりとしている。 次年度も今年度と同様の取り組みを継続する。またiPadを導入し、小さな文字も大きく拡大して表示できるように配慮する。	3	iPadを導入。例えば、GH見学に同行する際、動画で室内等を撮影し、後日、ご本人との振り返り場面で活用した(特に発達障害では、短期記憶の領域とワーキングメモリの領域が狭いといわれているため、一度に沢山のことを覚えられない、または覚えても直ぐに忘れてしまう、記憶自体をしていても、適切にその記憶を引き出せなかったりする、といった特性に対しての配慮) 日本の慣れない環境の中で不適応や何らかの生きづらさを抱えている外国籍の方への対応手段についての検討及び改善に向けた行政(担当課)との連携の強化を図っていく。
b 一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	著しく意思伝達に制限のある利用者に対しては、自宅や日中活動場所へ必要に応じて訪問し、ご本人との対話の機会を設けるようにしている。その場合、まずはご本人に安心できる存在であると認識していただけるよう、ご本人の興味や関心のあるエピソードに寄り添うなど配慮をしている。それと並行して、ご家族や支援者など周囲の方々より、固有のコミュニケーション手段やサイン等を教えていただきながら、時間を十分かけてご本人との対話をするように心がけている。 次年度も今年度と同様の取り組みを継続し、より適切な対応を行うために、その人の障がい特性をより深く学び、各種ツール(コミュニケーションツール)を増やしていくことを心がける。	4	
c 意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	ご家族、また、その人が利用されている日中活動の事業所職員、ヘルパー、訪問看護等、ご本人をよく知る周囲の方にその方独自の意思表現の読み取り方やコミュニケーションの工夫について情報収集しながら、より丁寧に確認するように努めている。意思伝達に制限のある人で、その人の意向確認が必要な場合は、家族だけではなく、できるだけ他機関職員など連携し、多角的な視点からご本人の意思を尊重するように努めている。 2014年1月に国連障害者権利条約を日本が批准したことで、成年後見制度の改革が不可避とされている。日本の司法書士会、社会福祉士会は、すでに意思決定支援を成年後見に組み入れる考え方を公表しているほか、日本弁護士連合会でも意思決定支援に関わる法制度の検討を始めているといった動きにも注目し、権利擁護は代弁活動が典型であるが、その究極の姿はどんなに重い障がいであっても自分で自分の思いを他人や社会に伝えることができるようにする支援活動・セルフアドボカシーを目指す。	4	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めている。	3	問題解決力や様々な制度や支援を活用する力を高める支援の前段階として、利用者が自身の置かれた状況や問題に気付き、どのように生きていきたいのか、どのような生活を望んでいるのかとすることを整理し、主体的に意思表示できるよう、丁寧な聞き取りを行っている。さらに相談者のアドボカシーに努め、エンパワメントできるような働きかけを常に意識している。また必要に応じて、成年後見制度等の活用もしている。	3	
			次年度も今年度と同様の取り組みを継続し、支援者が誘導していないか？本人を置き去りにしてニーズの先読みをしていないか？等を常に意識した支援を中立的な立場で展開していく。		
b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	3	現在までの相談内容の中で人権侵害が疑われるケースはないが、どのような状況や場面で人権侵害が発生しやすいのか等、センター内のケースレビューで事例を通して、職員の意識や気づきの視点や感性について高める努力をしている。また、相談には丁寧な言葉遣いを意識している。関係性が深まる中で「～ちゃん」「～くん」等と呼びかけたり、くだけた言葉遣いになることが全て悪いわけではないが、言葉遣いは身近な権利擁護であると考え、当センターでは、利用者の障がいに関係なく敬称・敬語を意識している。	4	障がい者差別、障がい者虐待が疑われる場合はもちろんであるが、支援の進め方において人権侵害が疑われる場合には、積極的に当該支援者・施設職員などへ助言を行う。
			今後、人権侵害が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、行政・関係機関・大阪市成年後見支援センター・法テラス等の専門機関と連携し、積極的な対処ができるように職員の意識を高めている。また、人権侵害であることに気付いていない、それが（人権侵害）は当たり前な状態なのだと認識している利用者の権利を擁護するとともに、本人がそれは人権侵害であることに気付き、セルフアドボカシーに繋がる支援を心がける。		
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	実際に養護者虐待の疑いのあるケースに対応する中で、支援関係機関の職員、行政担当者（港区・虐待担当）等と密に連携を取りながら、本人の権利擁護に努めた。当該ケースは、虐待認定までには至らなかったものの、養護者とともに大阪市外へ転出されることになったため、行政担当者を通じて他市の保健福祉担当・虐待担当と会議を設定していただき、その中での直接引き継ぎ、また本人の希望もあったため、転出先での相談支援事業所調整まで、しっかりと引き継ぐ形で対応を行った。さらに、事業者による虐待ケースについても大阪市福祉局と連携、当該事業者と本人の間で調整し、本人の権利擁護に努めた。	4	障がい者虐待が疑われるケースについては、本人証言や客観的事実に基づいて適切に通報し、また通報だけではなく、法テラスや無料法律相談等を通じて弁護士の調整を行うなど、本人の権利擁護に努めた。特に現行の虐待通報スキームでは、心理的虐待については認定されるハードルが高く、被害者（障がい当事者）の障がい特性が加味されるように今後も努めていく。
			虐待が危惧される場合は通報し、行政機関や他関係機関と連携しながら、センターとしての責務を果たしていく。また、事業者が虐待通報に尻込みしてしまう背景があるため、なぜ虐待通報を行うのかについて共通の理解を促し、通報後の支援の流れについて分かりやすいフローを作成、計画相談支援事業所連絡会等で説明周知していく。		区内における行政機関及び第三者機関、サービス事業所に虐待についての基本的な考え方を浸透させ、早期発見・解決できるように周知・啓発を行っていく。

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他の関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	3	地域の障がい者支援に関わる連携体制が強化できるよう、地域の課題として整理し情報提供に努めた。その中で、港区の課題のひとつであった計画相談支援達成率4.6%という現状に対して問題提起を行い、その取り組みの中で、相談支援事業所立ち上げ研修を企画、また区の相談支援全体の底上げを目的とした計画相談支援事業所連絡会を港区保健福祉センター事務局と協働で立ち上げた。 計画相談支援事業所連絡会を部会に位置付けるため、連絡会を活性化することに努める。その中で常に“障がい者の支援とは何か”を問い続けていく。	4	港区保健福祉センター事務局と協働で自立支援協議会あり方検討委員会を実施、次年度の協議会の方向性を打ち出した。さらに既存の相談支援事業所連絡会を次年度から部会へ引き上げた。 自立支援協議会あり方検討委員会において、港区としての協議会の方向性について合意形成ができたが、次年度からは実際にケース検討を導入するなどをして、地域の課題の吸い上げと整理、課題についての協議を具現化するための取り組みを行う。
b	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	3	事業所単体で支援が完結することのないよう、必要に応じて他の機関や事業所と積極的な連携に努めている。 次年度は新しい団体に参画していただけるよう理解を求めていく。	2	
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	2	相談支援事業の浸透率がまだまだ低いこと、高齢の親御さんが障がいを持つ子と同居し、何のサービスや制度に繋がっていないケースも多いこと、精神障がいを持つ人への相談支援が不十分であったことなど、港区の障がい者を取り巻く状況についてはおおむね把握できている。しかしながら、まだ1年目のセンターであるため、センター内の支援で完結するのではなく、相談支援事業所連絡会等を通じ、港区内の様々な支援機関からの情報提供を受けながら、課題や情勢等を把握するよう努めている。 しかしながら、まだ1年目のセンターであるため、センター内の支援で完結するのではなく、相談支援事業所連絡会等を通じ、港区内の様々な支援機関から情報提供を受けながら、課題や情勢等を把握するよう努めていく。	3	
b	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	2	地域自立支援協議会・相談支援事業所連絡会、生活困窮者支援事業会議、不定期であるが港区障害者施設連絡会へ参加し、ニーズの把握に努めている。また、労働・教育・保健医療の単体での定例会ではないが、区政会議に参加し、労働・教育・保健医療機関等のニーズ把握に努めている。 次年度も今年度と同様の取り組みを継続して実施する。	2	昨年度の活動に加えて、不定期ではあるが居宅介護支援連絡会(ケアマネポート)や地域包括支援センターの会議などへ参加し、地域ニーズの把握と連携に努めている。
c	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	2	健康フェスタの「障がい相談コーナー」を設けて、地域の情報収集と相談にも応じた。 何のサービスにも繋がっていないケースについての掘り起こしが不十分であるため、地域包括支援センターなどと連携しながら、具体的なアウトリーチ活動についての実施を検討する。	2	

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	3	<p>適宜、最新の情報収集を行い、新しく立ち上がるサービス提供事業所の把握に努めている。また計画相談支援事業所連絡会において、情報交換を行い把握している。</p> <p>平成27年度は、前年度受託法人より引き継ぎを受け間もないこともあり、目の前の相談に対し全力で対応していくことを最優先としていたため、区内および近隣区のサービス提供事業所や専門相談機関を把握することに限界あったと思われる。今後は新規事業所の開設時には見学することに加え、社会資源マップを参考にまだ足を運んでいない事業所への見学を実施し、資源の把握・連携強化に努める。</p>	3	<p>新規事業所の開設時には積極的に見学や事業内容の把握に努め、また普段の支援ケースや、相談支援事業所連絡会で提示されるケースからも、資源の把握・連携強化を務める。資源としては、フォーマルな資源だけでなく、インフォーマルな資源についても把握していく。</p>
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	3	<p>支援学校の進路相談会に同席し、卒業後に利用できる障害福祉サービスや制度、および必要な手続き等についての説明を実施した。</p> <p>地域の小中学校や高等学校、ハローワークとの連携が希薄であることの反省から、新たな繋がりを模索していく。例えば、必要に応じて、区の自立支援協議会への参画を依頼し協働していくような体制を整える。</p>	2	港区社会福祉協議会が実施する福祉教室に参画及び共同にて、三先小学校にて実施した。
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	<p>ケースを通じて、地域ネットワーク委員と密に連携をとり、本人の生活が安定するような支援に努めた。また、大阪ボランティア協会・港区社協と連携し、希望する利用者にボランティアが利用できるような支援を行った。</p> <p>日々の支援の中で、更にネットワークを広げていけるよう努めるとともに、地域のイベントに積極的に参加し、ボランティア団体とも必要に応じて協働していく。</p>	4	<p>ケースを通じて、地域ネットワーク委員・民生委員と連携を取り、本人とその家族の生活が安定するように努めた。また、大阪ボランティア協会・港区社会福祉協議会と連携し、希望する当事者にボランティアが利用できるような支援を継続して行った。</p>
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	3	<p>区内の主な公共施設、民間施設のみならず、医療機関についても把握している。</p> <p>随時、最新の情報へ更新するよう努める。</p>	3	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		港区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取り組み		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	2	<p>居宅介護事業所などに働きかけ、相談支援事業所の開設に向けて助言等を行っている。また、介護保険との併給ケースにおけるプラン作成の際、障がいのプランは立てられないといった事業所も多いため、ケアマネジャーに障害福祉サービスのプラン作成についての具体的な助言を行った。さらに、「支援が支援者主導になっていないか？本人の意向が反映されているか？本人の権利が守られているか？」といった疑問を投げかけ、障がい者の支援に対する意識の「改善」に取り組んだ。</p> <p>既存の社会資源や制度の枠組みからこぼれ落ちてしまうケースはどのような課題を抱えているのかを整理し、新たな社会資源や制度化に向けて、大阪市へ提言していく。</p>	2	<p>昨年同様、既存の社会資源や制度の枠組みからこぼれ落ちてしまうケースはどのような課題を抱えているのかを整理し、新たな社会資源や制度化に向けて、大阪市へ提言していく。港区内の特定地域におけるヘルパー確保が難しい状況が課題として挙げられているが、今後もこの課題に対するリサーチを進めつつ、行政とも連携しながら、社会資源の改善・開発に取り組む。</p>
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけないことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	3	<p>他職種と連携し、チームアプローチで取り組んでいる。さらに行政、また大阪市基幹相談支援センターとの連携を行い、困難事例への対応を単一事業所内で抱え込み、完結してしまうことのないよう努めた。困難事例といわれる多問題を抱えたケースについては、課題をしっかりと整理することに意識して取り組んでいる。さらに、その解決に向け優先順位を決めて取り組んでいくこと、また役割分担を決めるなど、より具体的に見通しをつけることで、意図しない新たな支援の糸口が見えてくることもある。</p> <p>計画相談支援事業所連絡会や自立支援協議会において、ケース検討会議を行い支援の方向性を確認しあうなど、困難ケースに対して地域全体で取り組む体制を整える。</p>	4	<p>昨年の活動を継続しつつ、他市から転入された多問題を抱え、問題が長期に渡って継続している事例について、当センターが特定相談として担当し、積極的な支援・対応を行っている。また、数年間にわたり停滞していたケースへの積極的な取り組みを行い、民生委員や地区委員長を通じて障がいに対する啓発と地域から孤立を防ぐための対策を講じた(ゴミ屋敷状態の住居に高齢の母と障がいの息子が同居しており、具体的なサービスに繋がっていないケースなど)</p> <p>計画相談支援事業所連絡会や自立支援協議会において、ケース検討会議を行い支援の方向性を確認しあうなど、困難ケースに対して地域全体で取り組む体制を整えるために、「ケース検討」を取り入れる。</p>
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	4	<p>センターのパンフレットを作成し、区内の行政・関係機関等に設置している。また、区内のイベントや研修、説明会等で配布している。またホームページの開設、法人機関紙を発行し、センターの周知に努めた。</p> <p>地域包括支援センターや各障がい者団体等との連携も強化し、地域の様々な活動への参加・参画に努める。</p>	4	<p>昨年度の活動に加え、地域包括主催の研修や居宅介護支援連絡会(ケアマネポート)などでも、障がい者相談支援センターの説明を行い、パンフレットを配布した。また、地域ケア会議で同席した地域の民生委員や地区委員長へも積極的にセンターの役割説明を行った。</p>
b	地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	4	<p>「区民祭り」や「健康フェスタ」への参加を通じて、地域住民との交流に取り組んだ。また、こころの講座の講演会では、精神障がい者の当事者が演者となり、障がい者が地域で共に生きていく意義を考え、啓発に取り組んだ。</p> <p>次年度も今年度と同様の取り組みを継続し、随時、地域における行事等の中で啓発活動に取り組んでいく。</p>	3	

事業所名	港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	昨年度	今年度
	<p>①ケースレビューの実施 毎月第4月曜日に実施。新規・既存の相談ケースについて、センターとしての支援方針等を検討。また、新しい社会資源等の情報共有および困難事例の検討など。</p> <p>②ミーティングの実施 毎日ミーティングを実施。ケースの進捗状況等の共有。</p> <p>③法人内研修 毎月1回実施</p> <p>④外部研修への参加 LGBTの理解、高次脳機能障害、ファシリテーション研修など。</p> <p>●区内の情勢や推移を見据え、今後は大阪障害年金相談センターの障がい者年金連絡会への参加や居宅介護事業所との定例会実施を目指す。</p> <p>●個人情報マネジメントシステム(PMS)の取得を検討する。</p>	<p>①ケースレビューの実施 毎月第4月曜日に実施。新規・既存の相談ケースについて、センターとしての支援方針等を検討。また、新しい社会資源等の情報共有および困難事例の検討など。</p> <p>②ミーティングの実施 毎朝のミーティングを実施。ケースの進捗状況等の共有し、担当者以外でも対応できる体制作り。</p> <p>③法人内研修毎月1回実施) 障がい者差別解消法、ソーシャルワーカーの倫理綱領、障がい者虐待防止への取り組み、事例検討、など</p> <p>④外部研修への参加 障がい者虐待防止研修、基幹相談支援センター事例検討会、障がい者差別解消法と合理的配慮についての研修、権利擁護セミナー、発達障害の理解、相談支援研修(他区の連絡会の取り組みや状況についての研修、相談支援機関の連携に向けた研修)、躁うつ病の理解について、ひきこもり支援について、シンポジウム(相模原事件と精神障がい者)、高次脳機能障がいの理解について、ファシリテーション研修(ホワイトボードミーティング)、LGBTへの理解、など</p> <p>●研修受講後は区相内での報告・情報、知識の共有に努めてきたが、地域へのフィードバックができていなかったため、今後は既存の連絡会のみならず、港区障がい者相談支援センター主催となる勉強会などを企画運営していくことが必要である。</p> <p>●区内の情勢や推移を見据え、ニーズに応じて連絡会・部会(居宅介護事業所・就労等)の立ち上げ準備を随時進めていく。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		港区障がい者相談支援センター								変更又は改善内容									
2 日々の相談支援業務		平成27年度								平成28年度									
2-1 継続支援対象者数		平成27年度								平成28年度									
①利用登録者(継続支援対象者)の実人数(指定相談支援を除く)		平成27年度								平成28年度									
身体障がい	障がい種別	視覚																	
		聴覚																	
		肢体	4	12	6	10	10	1	0	11									
		内部	1	2		3	3	0	0	3									
	計	5	14	6	13	13	1	0	14										
	難病																		
	知的障がい	46	33	19	60	60	0	0	60										
	精神障がい	10	47	17	40	40	3	0	43										
	障がい児																		
	重複障がい	12	18	8	22	22	0	0	22										
	その他	1	4	3	2	2	0	0	2										
合計	74	116	53	137	137	4	0	141											
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計								
		8人	18人	15人	14人	55人	8人	15人	20人	7人	50人								
2-2 相談支援内容		平成27年度								平成28年度									
①延べ相談件数		福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計		
身体障がい	視覚	利用登録者	6					6	12	19	0	0	0	0	0	15	34		
		それ以外						1	1	6	0	0	0	0	0	2	8		
	聴覚	利用登録者			2		2	5	9	7	0	1	0	0	0	25	33		
		それ以外						2	2								0		
	肢体	利用登録者	60	7	1			143	211	43	2	1	0	0	1	198	245		
		それ以外	3					7	10	4	1	0	0	0	0	8	13		
	内部	利用登録者	15						15	8	0	0	0	0	0	1	9		
		それ以外	1						2	0	1	0	0	0	0	0	1		
	計	利用登録者	81	7	3	0	2	154	247	77	2	2	0	0	1	239	321		
		それ以外	4	0	0	0	0	10	15	10	2	0	0	0	0	10	22		
	難病	利用登録者	14					1	13	28	33	0	0	0	0	1	115	149	
		それ以外	2						2	1	0	0	0	0	0	3	4		
知的障がい	利用登録者	496	17	55		17	8	626	1219	263	2	23	0	3	1	482	774		
	それ以外	32	1			3		39	75	27	1	0	0	0	0	45	73		
精神障がい	利用登録者	359	24	9	0	5	6	566	969	248	7	2	0	1	1	419	678		
	それ以外	18	6	1			1	46	72	13	0	1	0	0	0	36	50		
障がい児	利用登録者	3	2					3	8								0		
	それ以外		1						1	0	0	0	0	0	0	2	2		
重複障がい	利用登録者	173	8	27		24	5	312	549	106	2	12	0	21	0	283	424		
	それ以外	6						9	15	5	0	0	0	0	0	12	17		
その他	利用登録者	6	4	1			1	16	28	4	2	0	0	0	0	14	20		
	それ以外	13	5				1	44	63	10	4	0	0	0	0	16	30		
合計	利用登録者	1132	62	95	0	48	21	1690	3048	731	15	39	0	25	4	1552	2366		
	それ以外	75	13	1	0	3	3	148	243	66	7	1	0	0	0	124	198		
総合計		1207	75	96	0	51	24	1838	3291	797	22	40	0	25	4	1676	2564		
②相談の実施方法		来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計								
		581件	2033件	669件	8件	3291件	452件	1813件	251件	48件	2564件								

事業所名	港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>2-3 日々の相談件数の分析</p>	<p>平成27年度</p> <p>【相談内容の分析】 ※ 平成27年度末の障がい種別割合については次の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体 7% ・知的44% ・精神29% ・難病 0% ・内部 2% ・重複16% ・その他2% <p>前年度受託法人から引き継いだ4月時点では、精神の割合が4.3%であったが、年度末では32%となっており、相談件数が増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規相談ケースについては、精神障がいのケースが増加傾向にある。今後もこの傾向が続くことが予測されるため、相談支援事業所を含め、精神障がい者が安心して利用できる社会資源の拡充が課題である。 ●障がいのある人と高齢の親が同居しており、何のサービスにも繋がっていないケースも多い。その場合、親に認知症疑いなどのケースもあり。 ●緊急で短期入所を利用しなければならないケースの相談も多いが、即日利用できるショートステイを探すことが困難になっている。 ●養護者虐待、経済的虐待などを疑うケースも増えており、困り込み等が疑われる事業者も多い。潜在的にはもっと多くの虐待ケースがあると思われるので、本人のアドボカシーが重要になっている。 ●相談を受ける中で、親や支援者主導のパターンになっているケースが多く見受けられるため、本人のアドボケートとしての役割を重要視し、支援に努めている。 <p>【相談経由機関】 行政機関(区の保健福祉担当・虐待担当・子育て支援・生活支援・総務課)や地域包括支援センターや居宅介護事業所からの相談、また病院(一般病院・精神科病院)やリハビリテーションセンター等の機関からの相談も増加している。</p> <p>支援内容としては、福祉サービスに繋がるまでの支援や制度・社会資源の情報提供、社会生活力、権利擁護、事業所との調整など多岐にわたる。また、障がいのある人の高齢化に伴い介護保険と障害福祉サービスの調整支援も増加、地域包括支援センターとの連携が多くなっている。(みなし2号で介護保険を利用されている方も多い)</p>	<p>平成28年度</p> <p>【相談内容の分析】 ※ 平成28年度末の障がい種別割合については次の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体 8% ・知的43% ・精神30% ・難病 0% ・内部 2% ・重複 16% ・その他1% <ul style="list-style-type: none"> ●新規相談ケースについては、精神障がいのケースが増加傾向にある。今後もこの傾向が続くことが予測されるため、相談支援事業所を含め、精神障がい者が安心して利用できる社会資源の拡充が課題である。 ●障がいのある人と高齢の親が同居しており、何のサービスにも繋がっていないケースも多い。その場合、親に認知症疑いなどのケースもあり。 ●緊急で短期入所を利用しなければならないケースの相談も多いが、即日利用できるショートステイを探すことが困難になっている。 ●養護者虐待、経済的虐待などを疑うケースも増えており、困り込み等が疑われる事業者も多い。潜在的にはもっと多くの虐待ケースがあると思われるので、本人のアドボカシーが重要になっている。 ●相談を受ける中で、親や支援者主導のパターンになっているケースが多く見受けられるため、本人のアドボケートとしての役割を重要視し、支援に努めている。 ●入所系サービス利用の相談が増加(背景には親の高齢化に伴う障がいを持つ子の高齢化) <p>【相談経由機関】 行政機関(区の保健福祉担当・虐待担当・子育て支援・生活支援・総務課)や地域包括支援センターや居宅介護事業所からの相談、また病院(一般病院・精神科病院)やリハビリテーションセンター等の機関からの相談も増加している。</p> <p>平成28年度は、子ども相談センターからの相談も多く寄せられた。</p> <p>支援内容としては、福祉サービスに繋がるまでの支援や制度・社会資源の情報提供、社会生活力、権利擁護、事業所との調整など多岐にわたる。また、障がいのある人の高齢化に伴い介護保険と障害福祉サービスの調整支援も増加、地域包括支援センターとの連携が多くなっている。(みなし2号で介護保険を利用されている方も多い)</p> <p>平成28年度は、GHや施設入所に関する相談が増加傾向にあった。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		港区障がい者相談支援センター			変更又は改善内容				
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成27年度			平成28年度				
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数		
	身体障がい								
	知的障がい								
	精神障がい								
	重複障がい								
	難病・その他								
	計	0 件	0 人	0 件	0 件	0 人	0 件		
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別		時間帯別		平日・休日別	
	夜間出動		休日出動		夜間出動		休日出動		
	日中出動		平日出動		日中出動		平日出動		
	合計	0 件	合計	0 件	合計	0 件	合計	0 件	
	出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容		
	本人		病気・けが等の発生		本人		病気・けが等の発生		
	家主		精神症状の悪化		家主		精神症状の悪化		
	近隣		日常生活上のアクシデント		近隣		日常生活上のアクシデント		
	警察・消防		家事・災害等		警察・消防		家事・災害等		
	医療機関		近隣からのクレーム		医療機関		近隣からのクレーム		
	その他		その他		その他		その他		
2-5 業務委託料の収支精算見込について		平成27年度			平成28年度				
①歳入		金額	内訳		金額	内訳			
	科目								
	業務委託料	12,970,000 円			12,970,000 円				
	預金利子	0 円			0 円				
	合計	12,970,000 円			12,970,000 円				
②歳出		平成27年度			平成28年度				
	科目	金額	内訳		金額	内訳			
	人件費	10,727,210 円			10,822,636 円				
	常勤職員人件費	7,746,006 円			7,244,553 円				
	非常勤職員人件費	1,488,253 円			1,972,061 円				
	その他	1,492,951 円	法定福利費		1,606,022 円	法定福利費			
	物件費	2,242,790 円			2,147,364 円				
	福利厚生費	34,418 円			50,418 円	健康診断			
	旅費交通費	28,910 円			25,530 円	職員交通費			
	研修研究費	10,000 円	研修参加費		21,160 円	研修費用			
	報酬	0 円			0 円				
	賃金	0 円			0 円				
	報償費	0 円			0 円				
	消耗品費	210,435 円	事務用品等購入		91,406 円	事務用消耗品、什器、日用品			
	印刷製本費	38,150 円	パンフレット、名刺印刷代		2,800 円	パンフレット、名刺印刷代			
	光熱水費	150,410 円	電気代、水道代		171,658 円	電気代、水道代			
	通信運搬費	436,136 円	代表電話及び携帯電話代、郵送代		493,920 円	代表電話及び携帯電話代、郵送代			
	手数料	12,944 円			11,772 円	振込他手数料			
	保険料	19,019 円			23,400 円	保険費用			
	筆耕翻訳料	0 円			0 円				
	広報費	0 円			6,000 円	広報活動費用			
	不動産賃借料	883,000 円	物件家賃		888,000 円	物件家賃			
	渉外費	25,000 円			1,300 円				
	備品購入費	0 円			0 円				
	その他	0 円			0 円				
	拠点区分間繰入金	394,368 円	給与事務及び会計事務、社会保険事務手続き代行		360,000 円	給与事務及び会計事務、社会保険事務手続き代行			
	合計	12,970,000 円			12,970,000 円				

事業所名	港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	昨 年 度	今 年 度
	<p>①新規相談支援事業者育成が不可欠であること → 平成27年4月の計画相談達成率は4.3%であったが、年度内に3か所の新規相談支援事業所が開設されたこともあり、年度末までに達成率を20.1%まで引き上げることができた。しかし、依然として残り80%の障がい者を対象にした計画相談支援の拡充が迫る中で、区内の相談支援事業所が不足している。</p> <p>②社会資源不足 → 短期入所施設、入浴サービスのある通所施設、生活介護（作業等ではなく、本人のペースでゆっくり過ごせる居場所としての生活介護） 精神科病院（クリニック）および精神科デイケア 等。</p> <p>③支給決定までの機関 → 申請から支給決定までに時間がかかる。</p> <p>④虐待への意識 → 虐待への意識が希薄。連絡会等での意識改革、研修等の必要性。</p>	<p>①新規相談支援事業者育成が不可欠であること → 平成27年4月の計画相談達成率は4.3%であったが、年度内に3か所の新規相談支援事業所が開設されたこともあり、平成28年度末までに達成率を38.1%まで引き上げることができた。しかし、依然として残り70%の障がい者を対象にした計画相談支援の拡充が迫る中で、区内の相談支援事業所が圧倒的に不足している。</p> <p>②社会資源不足 → 短期入所施設、入浴サービスのある通所施設、生活介護（作業等ではなく、本人のペースでゆっくり過ごせる居場所としての生活介護） 精神科病院（クリニック）および精神科デイケアに加え、行動援護に対応できる事業所が区内にない。また、強度行動障害の入所施設など。</p> <p>③障がい者虐待および、障がい者差別への意識 → 行政・福祉施設職員を問わず、虐待や障がい者差別への意識が希薄。連絡会等での意識改革、研修等の必要性。</p> <p>④計画相談の選定会議後の依頼書差し戻しが増加 → 計画相談に関する認知不足、説明不足であるため、わかりやすい説明・提示の必要性。</p> <p>⑤通所系（主に就継）サービスの送迎 → 通所したい意思はあっても、施設における送迎サービスもなく、また従来のサービスでは送迎が難しい（移動支援や居宅介護は利用不可）状況において、代替案がない現状について、インフォーマルなサービスも含め、社会資源の開発が不可欠。</p>

事業所名		港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		昨年度	今年度
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成28年6月21日	平成29年6月27日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要	センターの電話が繋がりにくいので、回線を増やすことはできないか？	・電話回線については、発信専用回線の増設を行った。発信専用回線を増設したことにより従来の回線が受信できる時間帯が増えた。(※受信回線を増やすことは容易くできるが、回線を増やしても電話を取れる区障がい者相談支援センター職員数に限りがあるため根本的な解決には至らない旨のご理解を求めた。)
	1 事業運営全般	出席者からは、特に意見なし。	・現況の予算枠では、運営が非常に厳しいのではないのか。
	2 日々の相談支援業務	出席者からは、特に意見なし。	計画相談における選定会議の内容を教えてほしい ⇒ 港区では、平成28年12月より、相談支援事業所連絡会内で選定会議を実施している。個人情報の提示内容について、他事業所からはできるだけ多くの情報を提示してもらうことで、手を挙げやすいといった要望もあがっていたが、障害者総合支援法においては、事業内容を問わず、事業者が利用者を選別するといったことはあってはならないことが前提であることを再度周知した。また現状においては、行政の責任において、限定された項目のみの個人情報提示となっている。
	3 区における地域課題について	出席者からは、特に意見なし。	①新規事業所(計画相談支援事業所)の立ち上げ研修実施に取り組んでいただきたい ⇒ 従来の立ち上げ研修に留まらず、なぜ立ち上げに至らないのか？その理由を明確に提示した上で、予算以外で規制緩和が可能な部分についての検討・意見交換を行政とともに推し進めることが必要。 ②保健福祉担当(受付窓口)と区相との効果的な連携を ⇒ 計画相談の差し戻しが増加している件について、申請時において計画相談支援の制度や流れについて、利用者が理解されないままでの申請になっていることが理由のひとつに挙げられる。障害福祉サービスが必要な状況かどうか、本人に利用の意思があるのかなどの見極めが難しい場合は、委託相談の枠組みにおいて本人のアセスメントを行い、確実な計画相談利用への体制を整える必要がある。 ③差別解消法・虐待防止法における具体的な取り組み(研修等)の実施、周知が必要 ⇒ 差別や虐待についての制度や枠組みを周知することはもちろん重要な責務である。しかしながら、法律や制度の本質をしっかりと理解して頂かなければ、通報件数が増えないし、ケースの積上げがなされない。関わっている全ての方が本人の主張を受け入れる土壌の形成を行っていく。

事業所名	港区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨 年 度	今 年 度
	<p>平成27年度より前受託法人から引継ぎを受け事業開始に当たり、平成24年度～平成26年度における相談支援の課題が明確になっており、非常に取り組みやすい現状であった。特に計画相談支援達成率は平成27年3月末時点で4.6%という不可解な現状になっており、課題の詳細を把握すること、またこの達成率に対し港区へ問題提起をすることより取り組みを開始した。①計画相談のプロセスの整理及び制度理解 ②相談支援事業所の増設 ③相談支援事業におけるスキルアップと大きく3つに分類される。①は港区行政及び地域が相談支援事業における制度理解が余りにも乏しく、連携が取れていなかった。まずは区センターとして港区行政と相談支援のあり方や現状理解について徹底的に話し合い、区センターの役割と計画相談支援における後方支援の役割を明確にし、今後の方向性を確認した。②は平成27年度開始当初は区センターを含め3事業所しかなかったが、立ち上げ研修や自立支援協議会等で相談支援事業におけるご理解やご協力をその都度提起し、3月末時点では8ヶ所へと増設した。③は2つに分類され、現状の相談支援事業所のスキルアップと、港区における社会資源の障がい者ケアマネジメントの質の担保にあった。特にケアマネジメントのスキル不足は顕著に表れている。相談支援専門員やケアマネジメントに従事する者が、支援者側の支援ベースに乗らない利用者や相談者を困難ケースとして扱う風潮が見られ敬遠する傾向にある。現在、区センターとして相談者と相談支援事業所との間に入り、利用者主体の生活が自己実現できるように調整を行っている事例は少なくない。港区の相談支援事業者に対し、利用者主体の計画相談の礎を作り、今後は相談支援の第一線を担う者として活躍して頂けるように引続きバックアップを行っていく。また今後の課題としては、過去3カ年における計画相談支援の達成率が低い状況も影響し、本来、計画相談支援が必要と思われる利用者及び相談者に制度活用ができていない現状がある。そのためニーズを整理し、制度活用へ押し上げていく形作りが早急に求められている。相談支援事業の推進が停滞したことの行政責任として、従来の相談支援の形や今後の方向性に、より一層推進するように港区行政及び大阪市へ提言し、双方ともに意味のある提言を行っていきたい。今後、より一層の相談支援事業の充実が実現できるように、日々努めていく所存であります。</p>	<p>平成27年度に前受託法人から事業を引き継いだ際の計画相談支援達成率は4.6%(平成27年3月末)であったが、平成29年3月末では、37.4%まで達成率を引き伸ばすことができ、315名の方が計画相談支援を利用されている。しかしながら、依然として、527名の方は計画相談支援の利用に至っていない現状がある。この527名の方が計画相談支援を利用希望されるにあたり、港区の既存事業所だけでは、受け入れ困難となることが予想される。各相談支援専門員のスキルアップと平行し、新規事業所の立ち上げに向けた新たな取り組みが今後も引き続き、必須課題であると認識している。さらに、障がい者虐待の通報件数が極端に少ない現状において、本来必要であるはずの通報がなされず、虐待事案が埋もれてしまっている現状があるのかどうかについて、行政・区相はもとより、地域に対してより専門的な研修、周知を行い検証する必要がある。差別解消法についても同様であるが、単純に相談支援の延長と捉えて対応することで、差別を差別として捉えられていない支援者の認識不足についても問題提起し、地域における権利擁護の底上げを推し進める。また、区の地域課題にも挙がっていたように、計画相談の差し戻しが増加している背景を紐解くと、計画相談支援の制度について利用者本人に理解してもらえるような説明や取り組みが脆弱なだけでなく、本人意向を無視し、支援者目線での利用申請に至っていることも少なくない。改めて、エンパワメントの視点に立ち支援することが、本人の権利擁護に繋がることを意識した研修および、後方支援を行っていく。さらに計画相談支援の制度について、専門職はもとより、専門職以外(本人・家族・他事業者など)への周知が改めて必要で課題のひとつであると認識している。区の地域課題は、行政・区相がわかりやすく問題提起する必要があるが、従来の港区障がい者地域自立支援協議会では、情報交換が主となっており、地域の課題の吸い上げ・整理・協議・区政への提言といった活動が少なかったため、今後は明確な地域課題を掲げて地域として取り組み、今後より一層の相談支援体制の充実および、相談支援専門員や専門職のスキルアップに向けて、日々努めていく所存であります。</p>